

# 4月12日は県会議員選挙の 4月26日は町会議員選挙の 投票日です

### 県会議員選挙

来る四月十二日は県議会議員選挙の投票日です。  
(今回、新たに選挙権を有する人)  
一、昭和四十二年四月十三日以前に生れた人  
一、昭和六十二年一月二日以前に当町に転入届をした人  
(選挙権が抹消される人)  
一、昭和六十一年十二月十日以前に本町から転出した人  
なお、十二月十日以降に県内の市町村へ転出された人は、新住所地の市町村長の発行する証明書を出せば、小須戸町で投票することができます。

また、反対にこの期間内に当町に転入された人は、当町の証明書を提出すれば、前の市町村(県内)で投票することができます。  
この場合いずれも投票日前日に証明書を市町村長から発

行してもらってください。  
不明の点は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。  
町議会議員選挙の投票日は、来る四月二十六日ですが、細部については四月号でお知らせします。

## 軽自動車税の 申告について

### ▼立候補予定者説明会▲

町議会議員選挙の立候補予定者説明会は、三月二十六日(木)午後二時より中央公民館三階で開催いたします。

軽自動車税は、定置場の市町村がその所有者に課税することになっており、異動(廃車、所有、使用者変更、住所変更等)の都度、必ず申告手続を行わなければなりません。  
特に農耕用自動車(コンバイン、トラクター)については、取得、廃車、転売等された場合でも、未申告が目立っており、死亡、転出された方の所有する軽自動車も、変更手続がされずそのままになっているものがあります。この場合でも、必ず手続を行ってください。

### 申告書の提出先

一、原動機付自転車、農耕用自動車  
小須戸町役場行政課税務係  
二、軽自動車  
全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所  
三、軽四輪車  
全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所大形連絡所  
尚、各軽自動車の申告手続は三月三十一日(火)までに役場や各事務所へ届出を完了してください。

## 所得税及び住民税の申告は お済みでしょうか、

春を迎えるとともに、ちよつと頭の痛くなるのが、確定申告と住民税の申告です。  
昭和六十一年分申告の詳細については、二月号の広報でお知らせいたしました。すでに申告はお済みでしょうか。  
一月十六日から受付が始まり、三月十六日までが申告期限です。申告は、自身自身の所得状況を最もよく知っている納税者が、自ら自分の所得を正しく計算して申告する制度です。期限までに申告をしなかったり誤った申告をしますと、後で

よりまずで手続きは不要です。  
②進歩保護児童生徒  
保護者は三月二十日(金)までに教育委員会に申請書を出して下さい。今まで受けていた人でも希望者は毎年申請しなければなりません。(申請用紙は教育委員会にあります)。新一年生になる児童は担任の先生と相談の上、四月十日までに申請して下さい。

無申告加算税や過少申告加算税が課され、更に延滞税も納めなければならないことになり、必ず期限内に済ませてください。  
期限間近になりますと申告会場は大混雑し、おちついて納税相談ができなかったり、長時間お待ちいただくようなことになりかねませんので、できるだけ早めに申告してください。  
尚、確定申告についての納税相談が三月五日と六日両日役場一階集団検診室にて実施されますからお知らせいたします。

軽自動車税は、定置場の市町村がその所有者に課税することになっており、異動(廃車、所有、使用者変更、住所変更等)の都度、必ず申告手続を行わなければなりません。  
特に農耕用自動車(コンバイン、トラクター)については、取得、廃車、転売等された場合でも、未申告が目立っており、死亡、転出された方の所有する軽自動車も、変更手続がされずそのままになっているものがあります。この場合でも、必ず手続を行ってください。



つげの花

## 健康相談 母子手帳 発行日の お知らせ

妊娠及び乳幼児、その他健康についてお悩みの方を対象に健康相談を行っております。  
日時 三月二日(日)・九日(日)・十六日(日) 二三日(日)・三十日(日)四月六日(日) 午前9時～午後4時  
会場 役場保健センター  
※毎月、月曜日は健康相談日とともに妊娠届受付、母子手帳発行の日です。  
※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、かならずご本人がおいで下さい。(印鑑をご持参下さい)

## 昭和62年度 固定資産課税 台帳縦覧の お知らせ

昭和六十二年固定資産税の課税台帳を左記のとおり縦覧に供します。  
なお、固定資産の縦覧は、固定資産税の基になる自分の資産の把握のみならず、評価額や、課税標準額等を確定づける効力を有しています。  
一期間 三月一日より三月二十日まで  
二時間 午前八時三十分より午後五時(但し、日曜日は除き、土曜日は午後12時15分まで)  
三場所 小須戸町役場行政課  
四その他 他人より依頼されて縦覧する場合は委任状が必要です。

## 国税の納税 証明を受ける 方へのお願い

銀行や入札などに必要な国税の納税証明は、年度末のせいだ三月下旬に請求される方が結構多いようです。  
しかしこの時期は、税務署では申告書の整理のため、証明書の発行が遅れることがあります。そこで納税証明を必要とする方は、確定申告書の控えや納税の領収書をお持ちください。  
お持たせしないで発行できません。  
「控」や「領収書」を大切に

## 栄養改善 料理講習会

食生活改善推進委員による栄養改善料理講習会が左記により開かれます。  
お気軽においでください。  
日時 三月十一日(水) 午前10時から  
場所 矢代田第五常会集会场  
内容 「乳製品を食へよう」

## 小・中学校(在校生) 就学援助申請は、 三月二十日まで

### 経済的な理由により就学が困難な家庭の子供に、学用品など教育費を援助する制度があります。受給希望者は次により申請して下さい。

- ◇援助を受けられる人
  - ①生活保護を受けている人(以下要保護児童生徒といま)
  - ②生活保護を受けていないが、同程度に生活が困難な人(以下準要保護児童生徒といま)

- ◇援助の対象
  - ①要保護児童生徒 修学旅行費、医療費
  - ②準要保護児童生徒 学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、体育実技用具・医療費

①要保護児童生徒 修学旅行費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、体育実技用具・医療費(学年によって支給費目が異なります)。  
②準要保護児童生徒 学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、体育実技用具・医療費(学年によって支給費目が異なります)。  
※詳細は教育委員会にお尋ね下さい。

## 国保のお知らせ

特別の事情がないのに、保険料の滞納をうけている世帯は、「保険証」の返還を求められ代わりに「被保険者資格証明書」が渡されます。診療はこの証明書によってつけることができます。この場合、診療費は全額自己負担し、あとで国保から七割相当の額の払い戻しをうけます。

## 医療給付が 制限されます

この措置は、滞納している保険料を完納したとき、またはその額が著しく減少するまで続きます。また、滞納世帯の世帯主に對しては、国保の給付の全部または、一部を差し止めることができます。

## 農業委員会 委員選挙人 名簿の 縦覧

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を次により行なっております。この期間中に異議のある方は申し出をしてください。  
縦覧期間 三月九日まで  
場所 役場一階ホール  
名簿の確定日 三月三十一日

## 無料法律 相談

相談日 三月二十日(金)  
午前9時30分～12時まで  
会場 役場保健センター  
保健指導室(二階)  
相談員 古川兵衛弁護士  
申し込みは前日までに役場住民係へ電話(三八三二二番内線四番)をお願いします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。



梅の花

## 心配ごと 相談

場所 老人福祉センター  
時間 午前10時～午後3時  
三月の相談日  
三日(火)・十日(火)・十七日(火)  
二十四日(火)・三十一日(火)

## 献血のお知らせ

三月十六日(月曜日)  
午前十時～十二時 役場保健センター

## 建築物防災週間(昭和六十一年度下期)を 実施します

全国一斉に三月七日から十三日まで建築物防災週間を実施します。日本は火災、地震、がけ崩れ等、災害の多いところ。その災害から建築物の安全を確保し、人命財産を守るため、毎年三月と九月に「建築物防災週間」を設けるとともに、建築物の防災につ

いて各種の対策を推進しているところ。建築物の災害を防止するためには、建築物の防災性能を向上させるとともに、町民の皆さんが建築物の災害に対して、普段から注意するとともに防災に対する努力をしていくことが大切です。この週間には次のよう

- 行事を予定しています。  
一、土木事務所、役場等による防災査察  
二、防災に関する相談所の設置  
(イ)開設日時 三月十二日(水) 午前九時～午後四時  
(ロ)場所 新津土木事務所建設課(一四七一一)

